

八街市プレミアム付商品券取扱店（事業者）募集要領

1. 目的

八街市プレミアム付商品券を発行し、利用していただくことにより、消費税・地方消費税率引上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2. 事業主体

八街市

3. 事業の名称

八街市プレミアム付商品券事業

4. 八街市プレミアム付商品券の使用できる期間

令和元年10月1日～令和2年2月29日

5. 八街市プレミアム付商品券の発行額、額面等

①総額 3億2,750万円（プレミアム分を含む）を発行する。

②八街市プレミアム付商品券は65,500冊発行し、1冊4,000円で販売する。

③八街市プレミアム付商品券1冊の内訳は、500円券を10枚綴りとし5,000円の買い物ができる。

6. 八街市プレミアム付商品券取扱店（事業者）の要件と登録方法について

要件 八街市内に店舗等を有し、且つ反社会的勢力（暴力団等）でないこと。

登録方法 別添登録申請書兼誓約書に必要事項を記載し、申込期限までに八街商工会議所へ持参で提出すること。

7. 八街市プレミアム付商品券取扱事業者の負担

事業者等が負担する手数料等は発生しない。

8. 八街市プレミアム付商品券の販売方法及び販売期間

①購入引換券の交付を受けた者等は、市が指定した場所において購入引換券を提示することにより、八街市プレミアム付商品券を購入することができる。

②販売期間 令和元年10月1日～令和2年1月31日

9. 八街市プレミアム付商品券の使用できる商品、サービス等について
次の商品は、サービスには使用できません。

- ①不動産や金融商品
- ②たばこ
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

10. 八街プレミアム付商品券の決済について

- ①商品券取扱店（事業者）は消費者から受け取った（回収した）商品券に受付日、
会社名を記載し商品券中の切取線部を切り離し、八街商工会議所が指定した方法
・日時までに提出すること。※換金の最終受付日は令和2年3月12日までと
する。
- ②事業者登録証明書を持参すること。
- ③八街商工会議所は、別途に定める期日に必ず商品券取扱店が指定した金融機関の
口座に振込にて支払いを行う。

11. 八街市プレミアム付商品券取扱店（事業者）申込期限
令和元年5月14日から令和元年6月14日まで

12. 八街市プレミアム付商品券使用の際の注意事項

- ①商品券取扱店のみでの使用とする。
- ②現金とは引き替えない。
- ③釣銭は支払わない。
- ④発行番号のない商品券は無効
- ⑤盗難、紛失又は滅失に対し、発行者はその責を負わない。

13. 取扱店の取り消し等

この要領に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

【問い合わせ先】

- ・店舗募集について

八街商工会議所

〒289-1115 八街市八街ほ2 2 4 番地

TEL : 043-443-3021 FAX : 043-443-7221

- ・店舗登録について

八街市 経済環境部 商工観光課

〒289-1192 八街市八街ほ3 5 番地 2 9

TEL : 043-443-1405 FAX : 043-443-1237